

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和5年度第2回松阪市男女共同参画審議会
2. 開催日時	令和6年3月14日(木) 午後1時30分～3時15分
3. 開催場所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 5階 正庁
4. 出席者氏名	【委員】 油谷委員、植村委員、久保委員、向坂委員、小林委員、 柴田委員、鈴木委員、富田委員 【事務局】 環境生活部長(谷川) 人権・多様性社会課参事兼課長(越川) 人権・多様性社会課多様性社会主幹兼係長(山本) 人権・多様性社会課会計年度任用職員(長岡)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 TEL 0598-53-4339 FAX 0598-26-4035 e-mail jinkyō.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画(案)について
2. 男女共同参画プラン策定に関する市民意識調査(案)について

議事録

別紙のとおり

令和5年度 第2回松阪市男女共同参画審議会議事録

- ・日 時：令和6年3月14日（木）13：30～15：15
- ・場 所：松阪市役所 5階正庁
- ・出席者：○委 員 久保会長、油谷委員、植村委員、向坂委員、小林委員、柴田委員、鈴木委員、富田委員
【欠席：浅井委員、藤田委員、奥田委員、玉野委員、東委員、松本副会長】
 - 事務局 環境生活部部长
人権・多様性社会担当参事兼課長
多様性社会担当主幹兼多様性社会係長、
多様性社会係会計年度任用職員
 - 傍聴者 なし

事務局：皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回松阪市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日は皆様ご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまで進行役を務めさせていただきます。

山本でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは事項書に従って進めさせていただきます。

開催に当たりまして、環境生活部長の谷川の方からご挨拶を申し上げます。

部長：皆様改めましてこんにちは。

環境生活部長の谷川でございます。

本日は、第2回松阪市男女共同参画審議会開催にあたりまして、委員の皆様にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

松阪市では、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とした、松阪市男女共同参画プランに基づき、関係各課で施策を進めておるところでございます。

本日の審議会では、人権多様性社会課が所管いたします令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について、また計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間、次期「松阪市男女共同参画プラン」の基礎資料とすることを目的として、実施を予定しております「松阪市男女共同参画に関する市民意識調査」の調査項目につきまして、委員の皆様からご意見をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

男女共同参画に関する事業におきましては、市民・事業者・地域への啓発活動を進め、皆様と協働で事業の浸透を図り、男女共同参画意識の高揚に努めて参りますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、よろしくご審議の程お願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

事務局：本日はご都合によりまして、欠席委員の方のご報告をさせていただきたいと思いますが、浅井委員、大藪委員、奥田委員、玉野委員、東委員、松本委員という形で、連絡を聞いてございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

本日、ですので、8名の委員様にお集まりをいただいております。

審議会規則第5条第2項により、審議会の開催が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、会議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。

初めに、まず事項書、続きまして、右上の方に書いてございます資料1、令和5年度の男女共同参画事業報告になります。

続きまして資料の2、こちらは令和6年度の男女共同参画事業計画(案)でございます。

続きまして、資料の3、松阪市男女共同参画の、先ほど部長も申しました、市民意識調査の項目(案)でございます。

また、本日机の上にお配りさせていただきました。こちらの方1枚ものの柴田委員の方から、ジェンダーギャップの資料をいただいておりますので、またこちらもご覧いただきたいと思っておりますのと、あと、私どもの方で男女共同参画情報紙「ひまわり」という形で、こちら3月の回覧の方には入れさせていただいたんですが、こちらできて参りましたので、ぜひまた委員の皆様にもご覧いただきまして、ご意見等、また、教えていただけたらなと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

以上が資料という形になってございますが、おそろいでしょうか。

よろしかったでしょうか、はい。

それでは、以降の議事運営につきましては審議会規則の第5条第1項に基づきまして、久保会長の方にお願いいいたしたいと思っております。

会長：改めまして皆様こんにちは。

委員：こんにちは。

会長：三寒四温と申しますけどもね、暖かい日があったり寒い日があったり、なかなか体が追い付いていかないような状態ではございますけど今日はね、結構暖かくて。

本当にもうなんか、春ももう少しっていう感じでなんか気持ちがあっばしね、明るくなってきてるので、ちょっとウキウキ気分。桜もまあね、これからまた咲いてくるかなあというふうに思います。

今日はねちょっと人数が8名ということで、ちょっとコンパクトではございますけれど

も、十分に時間をいただいておりますので、皆さんにご発言いただいておりますね、より活発な審議会という形で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは審議会規則によりまして議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

ではお手元の事項書に従いまして、議事を進めます。

(1)松阪市男女共同参画令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画(案)につきまして、初めに資料1、令和5年度事業報告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい、失礼いたします。

事務局の越川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

今日お配りいたしました資料1の方、お願いします。

この資料1に基づきまして、令和5年度事業報告について説明の方させていただきます。詳細につきましてはですね、資料もお配りさせていただいておりますので事業名とですね、実施時期等についてご報告させていただきます。

まず初めでございます。

ちなみにですね令和5年につきましては、皆さんご存知のように5月から新型コロナウイルス感染症がですね、5類に変わりました。

その関係でですね、やっとな年度ですね以前のような形でですねお客様入っていただき、また市民の皆様へ直接のですね、啓発もできましたことをまず初めにご報告させていただきます。

すいません、いちばん初めでございます。

「男女共同参画週間街頭啓発の実施」でございます。

それとですね、それに伴いますパネル展示の方を、街頭啓発につきましては6月23日の金曜日、場所は松阪駅前と伊勢中川駅前で行わせていただきました。

パネル展示につきましては、6月23日から29日にかけて、松阪市役所1階のロビーの方で開催実施の方させていただきました。

次でございます。

「企業に対する男女共同参画の意識の啓発」でございます。

これにつきましては、啓発チラシ等の送付をですね、令和5年6月、市内事業所270社に送付させていただいております。

それとはまた別に、この令和5年の年末からですね今現在にかけてでございますけれども、毎月ですね、3つの事業所をですね、直接に職員の方が訪問させていただきまして啓発チラシ等につきましてはですね、説明と情報提供の方を行っておる次第でございます。

次でございます。

「三重県内男女共同参画連携映画祭2023の開催」でございます。

7月8日土曜日農業コミュニティ文化センターの方で開催をさせていただきました。

上映内容は「とんび」という映画でございました。

ちなみに412名ですね、500名のところにですね412名の方が入っていただいて、盛況のうちに終了させていただきました。

次でございます。

「女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボン運動)の啓発とパネル展示」でございます。

パネル展示につきましては、11月の1日水曜日から11月30日1ヶ月でございますけども、市役所の1階ロビーの方に、啓発に伴いましてパネル展示をさせていただきました。それと街頭啓発といたしまして11月の13日、14日、17日に伊勢中川駅、アピタ松阪三雲店、飯高道の駅、道の駅茶倉駅というところですね、お客様がたくさんみえるところ、人が集まったところで啓発活動の方を実施させていただきました。

次でございます。

「男女共同参画審議会の開催」でございます。

これにつきましては、第1回目が12月6日、事業のですね、進捗状況またはその状況につきまして皆様にご審議いただいたところでございます。

そして第2回目は本日の3月14日でございます。

続いてですね、「男女共同参画さ・し・す・せセミナー」、「男女共同参画関連講座」2つの講座の開催の状況でございます。

さ・し・す・せセミナーにつきましては、飯高と飯南で共同でございましたけども、10月25日、飯高地域振興局の大会議室の方で、行わせていただきました。

そしてまたこうやってですね、本庁の方では、11月18日に松阪市産業振興センターで開催してきました。

嬉野・三雲につきましては、この後でございますけれども3月の19日に嬉野生涯学習センターで実施の予定でございます。

内容につきましては、事業内容の方に記載してございますので何卒よろしく願いいたします。

そしてもう一つですね、最後に「男女共同参画の関連講座」でございます。

これにつきましては、12月22日に松阪市産業振興センターの方で開催いたしました。講座内容につきましては、「時短収納で心も住まいもスッキリと！」という形でですね実施させていただきました。21名の方のご参加をいただきました。

すいません。

裏面の方をお願いいたします。

ページ変わります。

「第27回男女共同参画松阪フォーラムの開催」でございます。

これにつきましては、2月の3日、松阪市産業振興センターの方で開催させていただきました。前半にですね内容としましては講演会、そしてそれに伴います産業振興センター内でWAKU・WAKU ショップの開催、そしてまたパネル展示の方をさせていただきました。メインテーマとしましては、災害をテーマに実施させていただいたものでございます。

参加者につきましては214名の方がご参加いただきました。

そして次でございます。

今日です、冒頭うちの方の主幹の方からもご説明させていただきましたけども、「男女共同参画情報紙ひまわり第26号の発行」でございます。

ちょうど今回はですねLGBTQ、性的マイノリティをテーマにした内容でまとめさせていただきますまして、各自治会に回覧させていただいた次第でございます。

これ最後になります。

こちらはですね、年間を通じてでございますけども、人権擁護委員会様のサンサングループさんのご協力ももちまして、保育園・幼稚園・小学校、そして公民館等で啓発活動を行っていただいております。

以上、簡単でございますが、説明させていただきます。

何卒よろしくお願いいたします。

会長：はいありがとうございます。

事務局の方から事業報告についてご説明いただきました。

これにつきましていろいろご意見もあるかと思いますがいかがでしょうか。

質問とか、いかがですか。

委員：議長。すいません。

会長：はいどうぞ。

委員：すいません、人権擁護委員が協力しまして、一番最後の啓発講習サンサングループが実施しておりますが、非常に希望が多くなってきてまして。

会長：何件ぐらいありましたの。

委員：正確な数字は覚えてないけど29講座を。それでですね、去年までは9月締め切りとしたんですけども、6月段階でもうすでに25を超えてまして。

会長：すごいねえ。

委員：ちょっと一部やっぱり、確かに一番このサンサングループで37人おる中で13人が、サンサングループ入ってますけども、体力的にやっぱり、ちょっと回り切れないという話になって一部お断りさせていただいたってこともあるんです。

会長：はい。

委員：それだけ申し込みいただいてすごいありがたいんですけども、好評なのはええのかな。でもちょっと非常に多くなってって、非常に厳しくなってきました。

今年度はどうも委員長の話では、締切月をもうちょっと早くして、ちょっと申し訳ないですけどもやっぱり、去年並みの数が出たら、申し訳ないですけどお断りせないけないケースもあるのではないかと。かなりやはり就学前小学校が多いし、それから、公民館も少しありますが。

会長：公民館、やっぱ大人の方ですね。

委員：年によっては特別支援学校も。

会長：そうなんですか。結構いろんな活動されておられて、でもそれだけ何て言うのかな

希望者がね、来て欲しいっていう、そんだけ関心が持っていたらいいっていう、一つのなんかな。

委員：ただし、これもここで言うてええんかどうかなんですけども。その委員長さんの独り言なんですけども、例えばいわゆる老人介護施設なんか行ったときに、啓発できとるのに慰問と取られてるケースがやっぱり。それがちょっと、やっぱり考えていかなあかんっていうのは、その部内で今、ちょっと。啓発なんやけども、人形劇で慰問っていうふうにとらえているところが、一部ありましたので、それはちょっと今委員長悩んでいるんですけどね。

会長：そこは何ていうか、申込み順っていうのではなくてね、そちらのサンサングループさんの方でね、また選別っておかしいけども、考えて、そういうのもね、考えていかれてもいいのかなと思いますけども。でもすごいことですね 29 件ね、そんだけ…。

委員：ちょっと 1 度くらいはそうだった。

会長：29 になってくると本当に毎月どころか毎月 2 回ぐらい行かないけませんもんね。

委員：いや、コロナが終わって 29 件はきついです。

会長：そうですね、急ですからね。

でも、ありがたいことですね本当にありがとうございます。他いかがでしょうか。

いろいろね、事業報告っていうか事業をされているわけですけども、その中で何かございませんか。はいどうぞ。

委員：はい。さ・し・す・せセミナーの 11 月の 18 日。

会長：そうですね、6 人。

委員：日にちが悪かったんですか。

委員：私、ちょっとそのことで、話させてもらおかな。

会長：はい、お願いします。

委員：11 月 18 日も 12 月 22 日も出席させていただきました。

それで、飯南とか飯高の方はちょっとよう行きませんでしたけど、この 12 月の 22 日の本当に年末の最終の時でありながら、DV の時は 6 人やったのに、ここで 21 人だったのは、やっぱり企画の問題もあると思うし、DV に関してあんまり関心がないのかな。

やっぱりこれを見てきますでしょ。

委員：うん。

委員：その項目を見て。

委員：うん。でも、断捨離とかそういうものに関しては、ちょっと話聞きに行こうかなっていう女性の方が多いわけですよ。さ・し・す・せセミナーの意味をここでちょっと考え直してみたらどうかと思うんです。ずっと長い間さ・し・す・せセミナーの。

男女共同参画っていうより、さわやかに、しなやかに、すこやかに、せっきよく。

そういう時代なんかっていう感じしますよね。

セミナーが悪いっていうわけではないんですけど、やっぱり企画とか内容によってどれだけ人の差が激しいのかな。

会長：はいどうぞ。

委員：私も、一応 11 月 18 日の 6 人の中の 1 人なんですがね。

会長：そうなんですか、有難い。

委員：はい、我々の年代じゃなくして、非常に若い人の年代なんですよね。

だから、それはちょっとこう、若い人がこういう日にちにですね、こうやって、話聞こうかなってなかなかかなりにくいんとちゃうかなあと。

委員：でも私は孫がいるので、こういう事態になって、もし助言ができるときがあればと思って、出掛けた意味はね。私の年齢じゃないです、そんなこと身に覚えもないっていうのじゃなくて、これからの子供たち、孫のことを考えて参加させてもらったんですけど、6 人というすごい。

会長：6 人のうち 2 人が審議会委員。ありがとうございます。

委員：もう一つは、日程が 11 月で、若い人なんかは学校の行事かなんかもありそうでね。

委員：そいで、6 人やったので、今度 22 日の日もあまり少ないと駄目かなと思って、友達を誘って 4 人誘って行ったんですけど。行ったんですけど、21 人、この間より随分、随分やっぱり内容の問題かなあと思ったり。

委員：年齢構成はどうでした。

委員：年齢構成、やっぱり私たちの年齢からちょっと若い人たち、それと実演みたいなのでね、こういうしまい方するとか、見方とかしまいかたとかね。ちょっとその最後の方にそういうのもあったので、参考になったなど。

会長：何か聞きやすい内容ですよ、時間収納で心も住まいもスッキリと！って。

委員：こうなんていうか、もう正月に近い、近いときに、人集まらんだらどうすりゃ、ちょっと心配しましたので。

会長：それでははい、事務局の方にちょっとご説明のほどよろしく願いいたします。

事務局：いつも集客といいますか、参加者を募るためにはどうしたらいいか、広報的にも考えていく必要もありますし、やっぱりまずは内容という形で、ただ 11 月 18 日のデートDVについてっていう形で、こちらはドメスティックバイオレンスの関係も、やはり啓発はしていかななくてはいけないということで、毎回そのやはりテーマが重いのかなっていうのは、事務局の方もみんな話には出ているところではあるんですが、やはりそこも含めて啓発の事業としてやっていくことであろうということで取り入れておりますので、これはまた、やはりどうしたら興味を持って、興味をとといいますか気にかけていただけるようなものを、はい、少しでも探していけたらなというふうに思っております。また 12 月のはい、先ほど委員おっしゃっていただきましたけれども、12 月 22 日、年末っていうことではあったんですけども、逆にそれに見合った内容のものを充てることのできたかなという意味では、参加者、実はもうちょっと問い合わせもあったんですけども、はい、ただ、集まっていただけで、先ほどおっしゃっていただいたように、実演という形で参加者も、実際に試してみたっていう、内容的にはよかったなと思っておりますので、やはりおっしゃっていただいているように、内容を考えていくっていうこ

とに努めていきたいと思っております。

会長：ありがとうございます。

なかなかね、なんていうの、この頃LGBTはねNHKなんかでもドラマとか、結構頻繁に出てきて、耳馴染みがなんか普通になってたんですけど、ドメスティックバイオレンスともう一つ何かちょっとこうね、普段聞かないので、もうちょっと何ていうかな、関心が薄いついていうか、ちょっとわからない部分ありますね。暴力とか病院とか、テレビでも難しいと思う。

委員：そうですね。

会長：でもなんかね、このあいだもね、お父さんから性的暴行で自分みずから訴えたニュースありましたけども、なんかそういうことも踏まえてね、もっともっとなんか関心を持ってかなくちゃいけないなと思います。

他にいかがですか。

委員：はい。すいません。

自分がいろいろやらせてもらっていて思うんやけども、産業振興センターはいろいろあると思うんさな。何かというところちょっと駐車場の問題なんさな。天気やといいけども雨降るとるとあそこまで歩いてというのはなかなか。

委員：11月の事業も6人やけど駐車場はいっぱいでした。

委員：各地区43あって、2人づつやで車は市役所に停めてくださいっていうなら分かるんやけども、会場選びはなかなか大変やと思うんさな。

委員：橋西地区市民センターとかであれば、図書館があつたり駐車場は心配ないのでは。

会長：本當場所も。いかがですか事務局。

事務局：そうですね、ご意見参考にさせていただきたいと思います。確かに産業振興センターは、集客できる人数に対して、はい、駐車場が少ないっていうのは現状になっておりました、ただやっぱり市役所とかがあるから、何とか回っているのかなっていうのはあります。別な場所もおっしゃっていただいておりますので、参考にさせていただくようにいたします。

会長：よろしく申し上げます。

委員：すいません、今のデートDVの対象なんですけど、年寄りにしても意味がありません。きつい言い方をしますと、やっぱり、四日市の協議会の皆さんがやってる人権教室はね、はもりあ四日市でやっている男女共同参画、デートDV教育指導者実践講座でやっぱり対象をしっかり若い世代に絞ってやってかなあかんって重点目標があつて、実施されてますので。本当にお年寄りの、やっぱこういう見方もありますけども、若い方でそういう事例が非常に、特にデートDVの被害の事例が多いわけですから。

対象はやっぱりデートDVわかるなら、やっぱり、それこそ若い世代、中学生、高校生、大学生ぐらいに焦点持ってやってた方がいいっていう、アドバイスを受けたことから、はい。

委員：すいません。

会長：はい、お願いします。

委員：きつき言われましたけれども、デートDVっていうのは当事者が勉強せなあかんわけだから、学校で講演する方もよくあったんです。けれども、こういうところでは、先程おっしゃったように、自分の家族とか、子供たちとか、そういう子のために自分が理解したかな。うん、大人が理解して、それは年齢に関係なく、みんながそれは理解すべきことだと思いますので、やっぱりいろんな普通全部ですね、若い人、そんなのやめた方がいいんじゃないかなと思います。

もう一つですかね、駐車場の問題をおっしゃいましたけど、うち美術協会友の会というのがありますが、松阪市の文化振興課とタイアップして、美術セミナーしてもらってるんです、毎年。あれですね、いつも橋西地区市民センターでしているんですけど、今年度は60人以上の参加者があったんです。おっしゃったように駐車場、駐車し放題。いいところだったなと思いますので、そういった面もよろしくお願ひしたいと思います。もう一ついいですか。

会長：どうぞ。

委員：すいません。前は農業屋コミュニティ文化センター。今年は予約が取れなかったんだね。

事務局：フォーラムでしょうか。

委員：橋西地区市民センターだったら近いしいいですよ。はたやし。

事務局：フォーラムの実行委員会というところでも皆さんに相談というかご提案させていただいて、また委員の中でご協議をいただきたいと思います。

委員：最近、行事も少ない。もう人が少なくなっている。そこを使ったら喜ぶんちゃいますか。

会長：なんか反面、産振がどんどん利用者が少なくなってくるっていう場面も出てくるけどね。よろしいんですけど、またご検討のほどお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。

会長：ほかにどうですか。学校現場としてね、このデートDVに関して。

委員：私、今、小学校なんですけど。やっぱりどっちかっていうと、学校の先生方にもちよっとここの部分は意識してもらえたらなあと思うんです。

学校の先生方も何らかの形でこういうようなお話を聞くような機会が、あればいいのかなって一番思うんです。そして学校の先生がきちんと理解をした上で子供たちに伝えていくということがまず第一必要なのではないかなあというふうに思っておりますので、何らかの形で、なかなか校長会とかそういうところでも予算化できない部分もあるんですけど。

学校の教職員の方が、やっぱりまずはこれをしっかり理解をして、それから子供たちにとっていうような段階がもう必要なのではないかと。

当然、全体、日本の若い方から高齢者の方まで全部知っているということは大事かなあというふうに思うんですが、出くわすことが多いのはやっぱり若い中高生、大学生とい

うふうになるということ、であればまずは教職員がそういうような現状が、あるということを知るという機会も、必要なのではないかと思います。なので何らかの形で、例えば、教育委員会の方にもこういうものがありますよと、特に学校の先生方、聞いていただければというような形で、教育委員会の学校支援課の方を通じて、先生方にもこういうふうなものがあるので、ぜひ聞いてくださいというふうな形を流せば、興味ある先生方はそこに参加をしてくれるのではないかなというふうに思いますが、またちょっとそういう部分、またご協力をぜひともね。

会長：身近な関係ですから、教育委員会とかね、そういった意味でもどんどん。

委員：僕は団塊の世代はさ、組合も強かったし、勤務時間内に研修という形で、そういう時にも締め付けが強いです。今は若い先生がそういう研修という形で。

委員：ただ、研修っていう形もいうと、夏休み期間であるとか、そういうものであって、さらに、簡単に言うと、県や市の方の関連事業であれば、教育委員会の方が研修としてね認めてもらえたら校長としても出張も出せるので、そういうようなこともできるのではないかなというふうに思いますし、それにもかかわらず、結構例えば、同じようなことって、例えば差別をなくす市民の会であるとかそういうものの中でもお誘いをしていくとか、そういうような形では、いろいろな形で先生方が寄れる興味ある先生が寄ってもらわなあかんと思うんで、特にそういうようなところで、よりちょっとそういうところに文書をまわしてもらってやると、何人かの気になってる特に高校の先生方はかなり意識を持ってみえる先生方が多いと思うんです。自分の教え子がこんな目に遭っているとかそういうのがあると思うんで、なかなか市からね、公立高校に文書流すのは難しいかと思うんですが。

何らかの県の方のルートを使ってもらうとか、県からおろしてもらうとかそういうようなもので、ここで先生方や、また組合を通して逆のことを呼びかけ、入れてもらうだけでもちょっと違うかなとは思いますがね。

会長：ありがとうございます。ね、いろいろと教えていただきましたですよ。

委員：講座、わかりやすく、あれ本当に6人でもったいなかったな。

会長：ぜひね、そういう意味で教育委員会とも連携を取っていただいでですね、行動を起こしていただけるとまた繋がっていくと思うので、お願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

委員：これ、将来的には教職員の歴史的にはそう、現在、状況的には特に高等学校の場合は、今までやってきて組合自体が承知のようにタイアップしてないですよ。

だから、高等学校の場合はもう組合もあつたらへんもんがものすごく多くなってね。

会長：そうなんですか。

委員：非常に我々の時代と違う感覚で先生が来ておるもので。やっぱり、今、教職員の市町への研修やそんなんは、特に高等学校は、重視してやっていかんと。

セクハラの問題でも一緒だと思います。研修力が非常に、劣ってます。各教科の研修も、我々の時には、教科研修で外へ行っても何も言われなかったですけど、現在はそういう

わけにはいかないんです。

だから、どちらかっていうと、評価研修についても幅が狭くなっている。自分らだけでこう、それで本当にいいのかなど。

委員：組合の話だからあまり、まず組合は財政的厳しくなって高校支部が、4月から県下一本なりません、かなり難しいと思います。財政的にもたんから、支部を減らさないで。

子供が減って、教職員が減ったから、組合も減る。財政基盤が昔の半分しかないから。

会長：だんだん盤石じゃなくなってきましたよね。今まではもうね、すごかったですけど。もういろんな意味で時代によってどんどん組織が。

委員：職員研修っていうのを、やっぱり、男女共同参画的な、こういういろいろなね、セクシャルハラスメントもそうですし、バイオレンスの問題もそうですけども。

教職員が子供とタイアップした時に、子供からのシグナルがあった場合に、昔のちゃんとお対応できないとして、我々が教職員の時は親にも叱りつけとったけども、訴えたらアカンということでそういうことができやん状況になってきとるし、なかなか、だからきちっと理論的に頭の中で整理している教職員を育てていかないと、教育委員会自体も困るみたいになってきてるんちゃうかな。非常に僕らもこの年になって危惧しています。

会長：こういうご意見をいただきました。県でもね、男女共同参画の課がありますので、そういうところとも連携を取っていただいでですね、県の教育委員会も含めて、ちょっとご検討いただければなというふうに思いますのでお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。

会長：ほか、いかがですか別件で。

委員：資料裏面の第27回男女共同参画松阪フォーラム、テーマはすごくよかったですし、講師の国崎さんですね、この方、防災対策課が以前に呼ばれて聞いたんですけど、すごくよかったです。今回も行きかけたんですけど、志摩市の美術セミナーやる日でしたので、残念ながら出られなくて。それで、何て言うかな、214人っていうことは、はい、たくさん入ったっていう。たくさん来てね、よかったですよ。

委員：そうか行かれた方もあるのでちょっとその辺をお聞きして。避難所運営のお話しも？

会長：どうですか、男女の比率とか、年齢とか。

委員：男女の方、なんか、とてもよかったですっていうふうにいただいでおりましたよね。

会長：1月に災害が起き、なんか、今すごくマッチしたような。

委員：参考になったからね。これからやっぱりどうしても大事なことなんでね。

委員：私、実は、このフォーラムのメンバーだったの。実行委員の定員っていうのは？

事務局：定員は、特に決まっていなくて、広報でも20人程度で募集しています。

委員：この審議会のメンバーからもなっていたらいいんと違うかな。

委員：何回もさせてもらって終わりました。

委員：ある程度5人ぐらい残ってやって。卒業したら次にまた1年くらいやって。そういうとこ繋がってきて。

委員：回数がね。

委員：そうそうそう。委員会を 9 回。あれだけ回数必要な。例えばね、市長表敬訪問するんやったら、それに合わせて。もっと回数が少なくてもいい。

委員：ちょっと前はもっと大変でしたけど。実行委員が全部飾り付けからして、何回ももっと出ましたわ。それ以外に自分たちで全部資料も借りてきてした時代に実行にさせてもらったので、多いかなあという、多いようには思わへんけど。

委員：長いことやってもらった人はね、もっと前は自分たちでなんでもやったと言われるけども、もう、今、ほとんどお任せやでな。

委員：そうですね。なんかそんなんだったらさ、もっとこう回数減らすよとか。

委員：私ちょっと 1 つだけ、事務局に伺いたいんやけど。フォーラムをやってる市はほんだけあるんやろ、松阪フォーラム長いけど。他の、市町。

事務局：何かの形でやってると思うんですけどね。

会長：方向変えてるっていう、そういうのも含めてまた事務局でね。

委員：今年の場合ね、ちょっと考えたよね、狭いし、駐車場ないしね。

事務局：今パッと見て、津市さんやってますと思います。当然ながら三重県は三重県でやっています。津市は 12 月に「わーむ津」を開催したようです。

委員：北勢や伊勢の方はどうなのでしょう。

会長：分からなかったらいいですよ。ちょっとまた検索していただいて、今度の時にでもご報告できたらと思いますのでよろしく願いいたします。

他はいかがですか。

委員：私の方、これ参加してなかったんですけども、このフォーラムの中での先ほどの災害対応と避難所運営ということで、この間もちょっとニュースでやっと思ったんですけど、やっぱり防災の関係する部署にですね、女性の割合が少ないというところがやっぱりあると。で、ある公共団体においては、女性の割合を増やさないというて増やしたところがあるというんです。これは、当然、やっぱり女性の視点で避難所運営とかをしないとしないとはえらい違うよ、と。

例えば、授乳室を授乳できるように準備をしたりとか、例えばカーテン 1 枚張るんでも着替えができるようにちゃんと意識できるか。

これは男性女性の生活習慣の違いかもわかりませんが、そういうものを考えるためにも、行政の中にもちゃんと防災に関するところでも、やっぱり女性が、ある程度の数が必要なのではないかというようなことをやりました。

どっちかっていうと今まで防災って言うとね、力任せになんか物をのけたりとか物を運んだりとかいうような感覚で男性の職員とかが多かったように思うんですけども、実際に今回の地震もそうなんですけれども、避難される人数は男女分けることはできませんので、やっぱりそういう防災の視点というか、避難所運営からの視点の視点もやっぱり女性の視点というのが必要なのではないかなっていうふうな、この間ちょっと見て感じたんです。

逆に言うと、こういうようなことを訴えていくというのが、この会の大事な趣旨なので

はないかなというふうに、ちょっと自分では思っただけ。そういうこともちょっと訴えていて、その上で、やっぱり市とかでもちょっと、そういうジェンダーギャップ指数のところも出とるんですけども、そういう中に、例えば防災に関係するようなところでの女性の割合とかも意識をしてもらった方が、もう喫緊の事態になると思うんです。

もう地震がいつ揺ってしまうかも分からないような所状態で、早急にそういうような対応をしていかないと、本当に厳しい状況が見えてるかなと思うんで、ちょっとそういうようなこと、一つお伝え願うというか考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

会長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。

そしたら次、事業計画（案）。

事務局：失礼いたします。それではすいません、資料2の方をお願いいたします。

令和6年度松阪市男女参画の事業計画でございます。

まだ案でございますけどもご説明させていただきます。

内容としましては先ほどご報告させていただきました、令和5年度の事業実施報告に基づいて、そのまま踏襲するような形で、令和6年度の方も事業の計画をさせていただきます。

当然ながらですね、啓発イベント、これについては男女共同参画の水準を図るに当たりましては、重要な事項と考えておりますので、まずはですね、イベント等の場所につきましては取れるところはもうすでに取りらせていただいております、はい。

では説明させていただきます。

まず初めにですね、男女共同参画週間に伴います街頭啓発でございます。こちらの啓発日は、6月24日月曜日でございます。

それに伴いますパネル展示の方も6月23日から6月29日というふうに決めさせていただいております。

次の段でございますけども、のち程にまたご説明させていただきますが、松阪市男女共同参画プラン策定に係る意識調査、こちらの方をとりあえず令和7年2月予定でございますけども、これが今年度の内容とは大きく変わるところでございます。

企業に対する啓発につきましては、未定ではございますが、こちら年間を通じてできるようにさせていただきます。

あとまた皆様をお願いいたしております、審議会につきましても年2回の開催を予定いたしますのでよろしくお願いいたします。

そして三重県内男女共同参画連携映画祭でございます。こちらにつきましては、次年度はですね、実をいいますと、クラギ文化ホールの方がですね今もそうなんですけど、工事をしておりまして、その関係で使えない状況が続いております。その関係で全部ですね、事業は農業屋コミュニティ文化センターの方に移ってしまうので、なかなか予約が取りにくい状況なんですけども、次年度につきましては10月26日に農業屋コミュニティ文化センターで開催予定でございます。内容につきましては、これは三重県内のです。

ね、連携映画祭でございますので、また他市の状況もしっかり把握した上でですね、男女共同参画に関してしっかりと啓発できる映画を今後船体したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それとあと次でございます。

女性に対する暴力をなくす運動こちらの日にちも決まっております。11月の12日から25日でございます。これに伴うパネル展示も考えてございます。

そしてまた次でございます。

男女共同参画さ・し・す・せセミナーと、男女共同参画関連講座の開催でございます。これにつきましては先ほど様々意見ございましたようにしっかりとですね、反映できるような形、そしてまたですね、少しでも講座の方にご参加という形でですね、開催の内容もそうですけども、日時・場所についてもしっかりと検討して実施してまいります。

何卒よろしくお願ひいたします。

続いてでございます。

第28回の男女共同参画の松阪フォーラムの開催でございます。

時期につきましては、これですね、2月1日の土曜日でございます。場所は、コミュニティ文化センターの方をすでに予約してございますので、またよろしくお願ひいたします。

そして、男女共同参画の情報紙「ひまわり」第27号になります。

ひまわりの方、こちらの方も年度明けましたら、早速ですね、編集委員さんにご出席いただいておりますが、また会議等開催させていただき、その時に内容や今後の検討をご協議いただき、発行に向けた準備を進めていきたいと思っております。

最後でございます。

先ほどもですね、大変恐縮でございますけども、人権擁護委員「サンサングループ様」によります啓発の方を、またよろしくお願ひいたします。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございます。

事業計画（案）についてのご説明をいただきました。いかがでしょうか。

前年度と同じような形で進めていただいて、考えていただいたんですけども。

会長：すいません。

一番初めの街頭啓発ということで、事業報告の中にもですね、駅前で、ティッシュとかそういうのを配っていただいたというふうに、報告していただいております。

あれ私思うんですけど、なんていうか、ただティッシュとかこういうのでありますよみたいな感じで、受け取る人受け取らない人いろいろあるかと思うんですが。

あれだけじゃなくてやはりこののぼりはいつもあるんですか。

事務局：してございます。

会長：じゃあもうそれが何か分かっていただいて、男女共同参画、どういふのぼりですの。

あまり見かけたことないんで。

事務局：市長、副市長とともに啓発していただいています。

これは自主的な問題なんですけども、結局そうしますと、そういった啓発をしますという形でうちの記者クラブっていう、報道機関に投げて情報提供するわけですわ。

そうしますと、それを新聞に取り上げていただくと、やっぱりそれが結構効果的なんですよ。やっぱり市長みずから配るのも大事ですけども、それを載せていただいて広報するのが結構大事な。

会長：ありがとうございます。他にいかがですか、よろしいでしょうか。

6年度の事業計画ということで、よろしいということで、賛同いただいたということでよろしいでしょうか、皆様。

基本的に、はい、事業計画（案）でございますけれども、（案）を消していただいてということでお願いいたします。

続きまして、次にですね、(2) 男女共同参画プラン策定に関する市民意識調査（案）について事務局からご説明のほどお願いいたします。

事務局：失礼いたします。

松阪市男女共同参画プラン市民意識調査（案）でございます。

冒頭ですね、部長の方からもごあいさつさせていただきましたけども、こちらですね、この会議につきましてもこの松阪市男女共同参画プラン 一人ひとりが輝く社会をめざして の、この計画に基づいてさせていただいておるんですけども、これにつきましては期間の方が5年間に決まっております。令和3年度から令和7年度の5年間でございます。

ですので、次の計画を作るにあたりましては、最終年度の令和7年度にこの計画をまた新たに策定をせなあかんのですけども、当然ながら、この計画を作るための基礎資料となります市民意識調査をまずしませんことにはですね、なかなか今現在の状況も把握できませんし、それこそ参考にしながら、新たな内容を作るためにですね7年度に改定ですから、その1年前の6年度、要するに次年度なんですけどもこの4月以降にですね、男女共同参画に関する意識調査の方、実施したいと考えております。

これにつきましてはですね、前回は令和元年度に男女共同参画の意識調査をさせていただいております。

前回は、松阪市ですね3,000人アンケートがあるんですけども、その中に載せさせていただきました。

年度につきましても同じような形で、3000人の方を対象に市民調査の中に男女共同参画の意識調査を盛り込んでいただきながら、調査の方を予定しております。

ただ、実施月につきましては、3,000人市民意識調査を実際に行います、経営企画課、そちらとの調整がまだ済んでおりませんので、その調整が済み次第ですね、時期についてもお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ただですね、この審議会で何が大事かと申しますとやはり内容が一番大事になって参りますので、とりあえず今回ですね、あくまでも、まだまだこれまた皆さんに揉んでいた

だかなあかんのですけども、あくまでも過去の意識調査、当然ながら調査項目は継続的な調査が必要になって参りますので、過去の同じような調査も当然入って参りますし、新たな内容、特に時代に合わせた内容も盛り込まないといけませんので。

とりあえず今回基本的なものを作らせていただいて、皆様にはご提案させていただきます、今はその段階でございます。

ですのでですね、まず一つ、それについて少し触れさせていただきますと、項目としましては大きく7つご準備しております。

1つ目はですね「男女共同参画の意識について」、二つ目は「就労やワーク・ライフ・バランスについて」、三つ目が「ドメスティック・バイオレンスについて」、4つ目が「セクシュアル・ハラスメントについて」、5つ目が「政策・方針の場への男女共同参画について」、6つ目が「性の多様性について」、7つ目最後でございますけども「行政の取り組みについて」でございます。

全部で24の設問をご準備させております。1つの設問に対しまして複数回答もございしますので、回答していただくものは全部で40問となっております。

設問の言葉や表現で、また、レイアウトにつきましては、全体の調査と統一してまいりますが、項目につきましてはですね、今、現在の状況でございます。今後はですね、ご意見をちょうだいできればと思っております。

当然ながらですね、本日いただいた意見も取り入れながら、年度明けまでもですね、何度かまた皆様に調整をかけさせていただきますけれども、その上でのご意見をもとにですね、最終的には経営企画課と調整が必要になってくると思いますが、何卒よろしくお願ひしたいと思います。お願ひばかりになります。

会長：ありがとうございます。

いかがでしょうか、意識調査項目（案）ということで、一応ね、まだまだ前からのね、違いついていうものも見ていかなくちゃいけないんで、当然その前と同じ項目っていうのは必要かと思えますけども。

内容的にはいかがですかね。

会長：24項目、40問ということでございますけれども。

委員：はい。7ページ「政策・方針の場への男女共同参画について」の問17なんですが、今日もジェンダーギャップという、さっきまでこれ出してもらってるし、中日新聞が3月8日に国際女性デーというのを出されているが、このところはジェンダーギャップについての聞き方を入れてもらうといいのかな。

経済的な男女のギャップがどちらかという、現在のジェンダーギャップにも繋がって、そういう視点でこれ見ると、ちょっと何か抜けている部分があるのと違うかなという感じをしました。1から7の項目の中でちょっと気になったところです。

会長：貴重なご意見ありがとうございます。

他はいかがですか。

委員：はい。8ページの間23。

三重県では、令和3年9月1日から三重県パートナーシップ宣誓制度が始まりました。この言葉がですね例えばね、いなべ市ではパートナーシップ制度が、明和町でパートナーシップファミリー制度が実施されております。

「松阪市でもパートナーシップ宣誓制度の制定が必要だと思いますか。」って仮にその僕も考えたところでですけども、それを付け足すことによって、例えば、これ調査する代わりになっちゃうかもしれないですけども、「制定する必要はないが、今後制定していく必要」に変わるんじゃないかなあと、これはちょっと議論せなあかんことですけども。

例えば、この調査の項目1つ、県からののは知ってるけども、他の三重県下全体の様子がわかってない人もあるので、例えば伊賀市ではパートナーシップ制度がすでに実施されておりますし、明和町ではパートナーシップファミリーシップ制度が昨年から実施しておりますので、はい。そういう状況もありますっていうことで、入れる入れないをここでちょっとご意見いただければいいと思いますけど。

それによって、調査の「3. 制定する必要はない」から、「2. 今後制定していく必要がある」「1. ただちに制定していく必要がある」に移るか移らないは、かなり若干数値的に増えてくる、動いてくるんじゃないかなという状況ですか。

事務局：委員が言われたとおりです。

明和町の方は、すでにパートナーシップファミリーシップ制度が制度化されています。要綱です。

三重県ではもうこれ早い時期からパートナーシップ宣誓制度が始まっており、当然松阪市も三重県に入って参りますので、三重県松阪市として協力できることといえば、市営住宅については三重県のパートナーシップ制度の宣誓書を持ってみえたら夫婦と同じような形で扱いができる。市営住宅は基本的に単身での入居や家族でないといけないというのがありますが、そうしますと、同性婚ですとなかなか入居できない。でもそれがあると、夫婦と同じような形になってきますので、入居していただいてもよいということになってきます。

委員：裁判所も以前は違憲という形からだいぶ変わってきましたよね。

愛知県の地裁だけ違いますけど、福岡も東京もほとんど合憲だという、だから世の中の動きがそういうふうになってきましたしね、三重県としてのやりやすさも出てきとるんちゃうかなあというのがありますね。

委員：それからちょっと、明和町で、うちの協議会の男女共同参画委員会で担当の課長と係長さんを講師に呼んで1日勉強したんですけども。

特にあれは、亡くなった町長が、いわゆる自治労の明和町職の書記長やってみえた関係でかなり全国的に知られとって、ネタは渋谷区のを参考にして、明和町っていうことになったそうです。

それから、いろいろ今の話出た、協力企業市営住宅出てましたけども、例えば済生会にしても、明和病院と松阪総合病院ありますけども、明和町の人に教えていただいたのは、要するに同性婚の方を配偶者と同じように扱うのは明和病院の方が古くて、後で松阪総

合病院が決めてたってということで、そっちの方が古いんですよっていうことを聞かせていただきました。それから、もう一つ言えば夫婦別姓も認めますって、広い意味では通称名なんか、それもできるんですよって話を聞きました。犯罪被害者のやつも受給資格がもらえますってということで教えていただきました。

ただ、去年の12月現在ですけど、まだ1件も申請ございません。それがちょっと痛し痒しってことです。

委員：ちょっと教えて欲しいんですけどね。

県として何か、何かね、いろんな制度を制定され、やはりですね、その際に、県下の行政には相談とかなんかないんですか。ちょっとわかりやすく言いますとね、勝手に県が進めてそういう制度を作るのか、そうじゃなしに何かその前の調べとか話があってそういう制度を決めていくのかどっちなんですか、今の現状は。

委員：よろしいですか。

やはり当然、国の法律に基づかなければなりませんので、戸籍法民法に抵触しますので。必ず、明和町なんかでも特記事項の中に、戸籍上はどうなってますけど、通称上こういう形で認めます。明和町内でみてですけど戸籍上はこうなってますと、ただ特記事項はつきます、国の法律が改めない限りは。

委員：そういったちょっとだけ、制度の決め方のね、形、もう県は勝手に県でやってもいいわと、そんだけ県下のいろんな行政はまた勝手にやってもいいよと、何かそういう動きなんですか。それともお互いが私聞いたら協調しながらね、県とそれぞれの自治体が協調しながら動いてるのか、いやそうじゃなくてバラバラに動いてるのがどっちなんでしょう。

事務局：内容によるかと思うんですけどね。

委員：法務局には相談をしてると思うんですけども。

委員：それを何かね、全部そういうふうに必要なということじゃないんですけれども、お互いが協調性を持ってね、進めていかないといけないことじゃないですか。バラバラでやっておったら、そんな、こっちが良くてこっちは駄目だと。

事務局：そうしないといけないようなものとそうでないものがあると思うんですけどね。

委員：このような宣誓制度とかいろいろについては、何か協調性がもっと。

事務局：よろしいでしょうか。例えばですね、私の過去に三重県が交通安全条例を変更したことがあったんですよ。それが確か、もう何十年ぶりの改定ちゅうのがありましてね。市長会代表、町長会代表、それぞれのその代表者を集めて審議会を。

三重県でも同じと思うんですけども、やはり審議会というかですね組織の中で揉んでもらうって形はとりましたね。私、交通安全課長時には、こんなふうな条例ができますみたいな感じで、連絡はありました。

会長：やっぱり情報というか共有する部分は必要ですからね。

事務局：大きくやっぱり本当に市民生活に大きく変わってくると思うし、これは内容によったらですね、特に市民生活に直接関連するような条例でしたら、当然な

がらそういった感じで県民の皆さん巻き込むって形の言い方はあれですけども、しっかりとご協議いただいて、改定の期間もですね、1年じゃなくて長い期間からもありますし、当然ながらパブリックコメントって形ですね、県民の皆様からご意見をいただくってこともやりますんで、必ずしもそんな県がですね、単独で何もかも計画とかですね、条例を作るっていうのはね。内容によるかとは思うんですけども。

委員：それでいったら、こういう問いの仕方もね、必要、必要ないんじゃないかって、優先の順位が高いですか低いですかっていう、そういう問いかけになるんじゃないかなと僕思ったんですよ。

松阪市の単独だけのものであればね、必要かどうかとちょっと聞いても続きますけどね。ただ、全体としてそういう方向にも進んでるときに、必要と思いますかどうかというのにはちょっと進め方が違うような。優先してそれで進むべきか。

会長：三重県はどうなんですか。

事務局：三重県はパートナーシップやっていますからね。

委員：だからこれ考えてるんですよ。

会長：まだまだ浸透してないと思うんです。県民でも、なかなかこの言葉自体も何これみたいな。

事務局：ですので、用語説明を付けるようにいたします。

会長：この頃ね、新しい用語が多くなってきて、何これっていう言葉が結構あったり。

委員：いっぱい使われていますけども、LGBTという言葉には違和感あるんですね。

LもGもBも性的指向ばかりで、どんな人を好きになるかがほとんどで、トランスジェンダー1個だけ。本当はこれがすごく深く、もっともっとたくさんあって、自分は男か女かわからないとか、そんなのあとと思うんですよ。

だから、情報紙「ひまわり」ですね、特集を組んでくれていますけども、LGBTQプラス、Qというのはクエスチョニングですが、そういう方向にも目を向けた形で、今これが出せなかったとしても仕方がないと思いますね。

おっきなLGBTが出てきても、おや何かなど思われるからいいんですけども、やっぱりこういうのと整合性がつくような、動きをこれからお願いしたいなと思います。

会長：ありがとうございます。

何かいつの間にと言ったらおかしいけど、いいことなんですよ、いいことなんだけど、LGBTがこう一人歩きして、いつの間に「Q」が入ってきたみたい。なんか、知らない人も多いと思うんです、「Q」まで。

委員：「SOGIE」という言葉があるから、それで考えたらよくわかるんですけど。

「SO」はセクシュアルオリエンテーション、「GI」はジェンダーアイデンティティ、「E」はエクスペリション、前に、出してもらってましたね。

会長：いろいろご意見いただきましたのでまたご検討のほどよろしく願いいたします。

他にはいかがですか、大丈夫ですか。

こういうアンケートって、送られる？

事務局：私も1回あるんです、家に来たことが。

会長：これって、これからの時代は、もうなんていうか携帯。携帯だけじゃないんですけど、こうなんていうの、アプリを使ってなど。

事務局：携帯もあるんですけど、ただですね、これはうちらも実は去年したんですけども、郵送でさせていただく場合ですと、郵送で返ってくるじゃないですか。

それとあと、携帯などネット関係使いますと、ここに番号入れるんですよ。

要するに、この番号を入れないことには回答できないってなるかと思うんです。なぜかといいますと、2回も3回もアンケート回答をされますとそこでもう数字がおかしくなってきましたんでね。

そうしますとね、やっぱり皆さん、別段送付した側はその番号でどうのこうのないんですが、それこそ、その回答がどういった内容かわかりませんが、やはりそれを見られた方だったら、各人自分がわかってしまうんじゃないかってことで嫌がる方もあるんです。

市のアンケートだけの話ですけどもね。その回答についてはどうしても識別番号を入れていただくことには回答ができません。

そうすると個人が特定されるんじゃないかというふうな形で考えられて、回答されない方があるとは聞いたことがあります。

委員：昔なんかよくQRコードがついてて、そっちで答えるのもいっぱいありますよね。

事務局：それは、多分あくまでも、母数が決めてないと違いますかね。

当然ながら市の調査というのは年齢層に分けてやっていますので、ある程度母数ってのは決めているわけです。

3,000人であればその3,000人も、やっぱり年齢層でしっかりと数字を出していますので。アンケートの内容によってね、当然ながらよりたくさんの方からアンケートだきたい、年齢層とかそういったものをですね、返ってきた集計の関係で、母数をしっかりと欲しいとかがあるかと思うんです。

私もちょっと専門じゃないんですが、うちが去年自分たちでやらしてもらったところの調査で、そういうふうには感じましたね。

ただ松阪市は回答率がすごくいいですよ。50%ぐらいいきますんでね。

50%返信していただけて、本当に市民の皆さんのご協力のおかげでありがたいんです。

ただ、やっぱりネットがいいっていう方もおみえにはなりますので、どっちがいいのかなって、まだ途中ですわ。

会長：このこれからの時代の流れ的には、年配者ともかく、若い人はもう、こういうのじゃなくてこれじゃないですか。

事務局：3,000人の方は、多分ネットも併用だと思いますので、そのあたり。

会長：ありがとうございます。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局：まだ固まってませんので、すいませんご意見よろしくお願いたします。

会長：一応皆さんのご意見伺いました。ありがとうございました。

委員：パートナーシップ制度のことについては、何でも取り上げてみえるのかな。

委員：明和町の場合は、ファミリーシップ宣言の中で通称名を求めるといっているので、夫婦別姓もいいんですっていう話は聞きました。

委員：夫婦別姓についてどういう考え方を持ってみえるかなというようなものも聞きたいなど。

委員：世界中で結婚して片方の姓に移すのは日本だけですので、例えば、はい。

国際機関で働いてる人は、IDが違うと国連本部で入れないっていう事例もあったと把握しています。

委員：日本って、もう難しいから、こうなんか頭に刷り込まれているっていうか。女の子はお嫁に行って名前を変えるっていうのが何か一つ、また自分が生まれ変わるみたいな。何か妙なこうなるのかなみたいなどころがありますけど。

委員：私、思うのは少子化によって子供が1人。そうすると家の苗字が自分とこの名字が消える、それからお墓がなくなるというふうな観点で、古い考え方からして苗字を別姓にした方が、親として。

これはどうかかわからないけども、子供も2人作って欲しいなという希望が持てるわな親の方は。それで、お母ちゃんの方の籍、お父さんの方の籍。そうすると子供を増やすのにはお金も使わず子供が増えるのと違うかなあという考え方を、最近ね。自分の家の孫が1人しかおらへんもんで、女の子やもんで。

自分の家のお墓が無くなるし、嫁いでいったら苗字が旦那の方になってしまうみたいなね。

それから養子制度っていうのが、以前はあったけど、二男、三男は養子にいったらやけど、なかなか来やへんわね。男が姓が変わるのはかなわんとかね。

会長：刷り込まれてる部分があって、男あかんみたいな。

委員：そういう体制が目の前にあったときがあるんですよ。1994年、民法改正。

委員：だからその時期は変えてきたんですけど。

委員：やっぱり国会議員が、実際、天皇制がずっと引いとるんちゃう。

天皇制もどうなるかわからんようになってきてるでさ。天皇制を維持するためには男子じゃないとあかんという非常に強い考え方もおるやろ。

会長：でも、普通国民も愛子さんがよろしいなっていう意見多いんですけど、全然余談ですけど。

委員：よく考えなさいっていうことになってきてる時代やで。

これは男女平等共同参画の根本的なことだと思って、少子化問題いかがですか。

会長：夫婦別姓、この中に入ってへんっていうことですけど。

事務局：でもそれはご意見ですから。

会長：1回、聞いてもらって。アンケート、どんな答えなんだろう。

事務局：民法がまだありますんでなかなかね。

会長：変えることできないけど、松阪市民のアンケートとったら、これぐらいのパーセンテージが出ましたなんていう、1つの目安として。

事務局：いいと思いますよ。

要するに、さっき言ったパートナーシップ制度でも、どうしても民法という壁がね。

会長：私もね、同じように、すべて反映されるとは限らないけどね。

でも、一応、民意を聞くっていう形で、ちょっとまたご検討を。

委員：年いってきて感じますもん。少子化の問題であったり、そして天皇制の問題。日本は一体どうなっていくんだろうと。

委員：私の義理の姉の件なんですけども、婿養子さんで来ていただいておりますので、やっぱり夫の姓を名乗りたいということで、徳島から来ていただいております。

けどやっぱり表札が二つあった。でも、お父さんが亡くなって、財産の相続の段階で、お前ちょっとこっちの姓に変えないとみんな相続放棄の判を押さんぞと言われて無理矢理変えたんですよ。

けども、明和町でそういうことで、別姓を認めるとなったもんで。この歳になってからというけども、ちょっとお姉さん、お兄さんと相談して、明和町がこういう制度になったで、詳しいことは人権センターの係長さんに相談したら、かなり相談に乗ってもらえる、

今からでもパッとまた夫婦別姓に変えることもできますし。

まだ全然ないけどもっていうことで勧めたことがありました。

会長：どうもありがとうございました。

そういうことで、またね、ご検討のほどお願いいたします。

これでご審議いただく内容は終了いたしましたけれども、何か他に事務局としてはありますか。

事務局：はい、ありがとうございます。

特にございませんので、改めましてご進行いただきました久保会長並びに委員の皆様、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

これをもちまして終了させていただきたいと思います。

お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。